

# 港区ベビーシッター利用支援 (一時預かり利用支援) 事業のご案内

日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助します。

## 1 事業概要

対象者	ベビーシッターを利用した日に、児童とともに区内に居住し、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的にベビーシッターによる保育を必要とし、又はベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方
対象児童	満12歳になる年度の末日までの児童
対象期間	平成29年(2017年)4月2日以降が誕生日の児童：令和5年4月1日～令和6年3月31日 平成23年(2011年)4月2日～平成29年(2017年)4月1日が誕生日の児童：令和5年11月1日～令和6年3月31日
利用上限時間	児童一人当たり年144時間 (平成29年(2017年)4月2日以降が誕生日の児童で多胎児の場合は、児童一人当たり年288時間)
補助金額	児童一人1時間当たり 午前7時～午後10時 2,500円 午後10時～翌午前7時 3,500円
対象利用料	ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービスの提供対価(税込)のみが補助対象 ※入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用(現金で購入されたポイント等によりお支払いされた料金)、その他保育サービスの提供に付随する料金は対象外 ※兄弟姉妹で利用する場合、未就学児と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要があります(保護者とベビーシッターが共同して保育する共同保育を除く。)
対象事業者	東京都の定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助要綱に規定する認定事業者 (東京都ホームページ参照)



## 2 利用の流れ

**東京都の認定する事業者と契約** (利用者⇔事業者)

東京都の認定事業者一覧から事業者を選び、直接利用契約を行います。  
「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ずお伝えください。

**ベビーシッター利用** (利用者⇔事業者)

ベビーシッターを利用し、利用料金を直接事業者へ支払い、  
【提出書類】③～⑤の交付を受けます。

**補助金の交付申請** (利用者⇒株式会社パソナライフケア(港区委託事業者))

↓【提出書類】を揃えて、補助金を申請します。

**補助金の交付**（区⇒利用者）

補助金を交付し、指定の口座に振り込みます。

### 3 申請方法

次の書類を、株式会社パソナライフケア（港区委託事業者）へ郵送でご提出ください。提出された書類はご返却できませんので予めご了承ください。

（書類提出先）

〒107-0062 港区南青山 3-1-30

株式会社パソナライフケア・港区ベビーシッター担当宛

#### 【提出書類】

区様式	①補助金申請書兼請求書兼支払金口座振替依頼書 ②利用内訳表
事業者 発行	③補助対象経費に係る領収書 ④利用明細書（ベビーシッターを利用した児童、利用日、利用時間、 料金の内訳及び利用したベビーシッター名が分かるもの） ⑤ベビーシッター要件証明書
その他	⑥【該当者のみ】クーポン利用や勤務先の福利厚生等で減額された ことがわかる書類の写し（減額されたことが利用明細書で確認で きない場合に提出が必要です。）

※①補助金申請書兼請求書兼支払金口座振替依頼書の申請者の氏名・振込口座名義は、ベビーシッターの利用者・領収書の氏名と同一としてください。

※③～⑤は、ベビーシッター事業者が発行します（⑤は写しでも可）。

#### 【交付スケジュール】

提出書類は、原則としてベビーシッターを利用した月の翌月 10 日または 25 日まで（10 日、25 日が土日・祝日にあたる場合は、前営業日まで）にご提出ください。当該年度（令和 5 年度：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）利用分は、複数月をまとめて申請することも可能です。

ただし、令和 5 年度利用分については、令和 6 年 4 月 15 日（月・必着）が最終提出期限になります。期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受け付けることができません。

補助金の振込時期は、それぞれの受付締切日から概ね 1 か月半後になります（年末年始、大型連休及び年度末を除く）。書類不備等の場合は、それ以上の期間を要することがあります。

### 4 その他の留意事項

- ・本事業を利用する前に、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（厚生労働省ホームページ）をご確認ください。
- ・区は、直接利用に関与しないため、ベビーシッターの利用を保証するものではありません。

#### 問合せ（コールセンター）

株式会社パソナライフケア（港区委託事業者） 電話：0120-212-115

受付時間：平日 9 時～17 時（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）